

国民年金の
老齢年金(通老)を
請求される方へ

○繰り上げ請求は慎重に!!
国民年金の老齢年金は、六十五歳から受けるのが原則になっていきますが、病気がちとか、身体の弱い人などで早く年金を受けたいときは、六十五歳から六十五歳になるまでの間でも、希望したときから繰り

上げて受けることができます。しかし、繰り上げて受けたときには、年齢に応じて表のような割合で、減額された年金が支給されます。しかも年金額は六十五歳になっても満額支給されることはなく、一生減額された年金を受けることとなります。
なお別表は五十九年中に六十歳到達し、二十三年間保険料を納めたときの五十七年価額です。



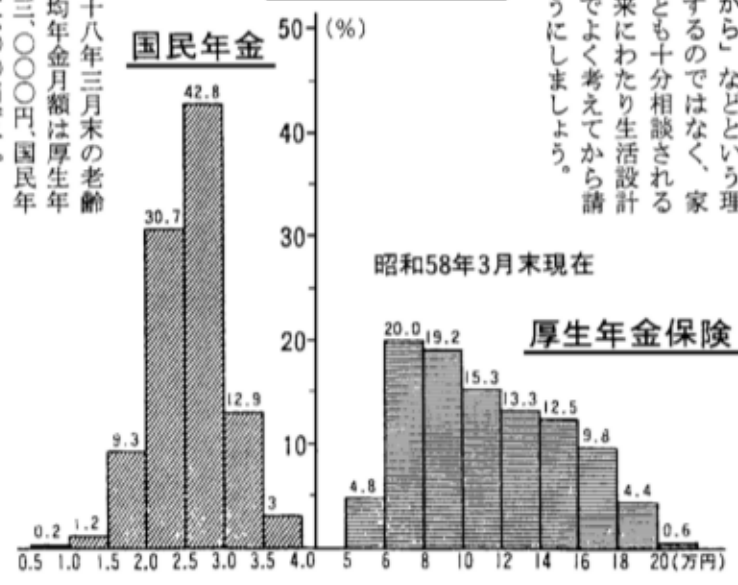
◎ 年金額.....
65歳から受けたとき 60歳から受けたとき

繰り上げ支給を希望する年齢	支給割合	受給年額(円)	受給月額(円)
60歳以上~61歳未満	58%	311,900	25,991
61歳以上~62歳未満	65%	349,600	29,133
62歳以上~63歳未満	72%	387,200	32,266
63歳以上~64歳未満	80%	430,200	35,850
64歳以上~65歳未満	89%	478,600	39,883
65歳(正常な支給年齢)	100%	537,800	44,816

○老後は長いのです
後悔のないように
もう一度考えましょう
繰り上げて受けるか、六十歳から受けるかはあなたの判断です。現在の日本人の平均寿命は、男性七十四歳、女性七十九歳と、おどろくほどの伸びをみせ、長生きできる世の中です。「近所の人が受

昭和五十八年三月末の老齢年金の平均年金月額額は厚生年金一萬三、〇〇〇円、国民年金二萬五、六〇〇円です。
また、国民年金は三分の二が繰り上げて年金をうけているため平均年金月額額は低く、六十五歳から受給した方だけの平均年金月額は三万円となっています。
老齢年金月額の分布図は表のとおりで、厚生年金は八万円以上十万円未満がもっとも多い。しかし、三割を占める女子の受給者の五四%は六万円以上八万円未満です。

目で見える年金
老齢年金月額



一方、国民年金は、最高四二%減額される繰り上げ受給者が多いこと、すべての受給者は提出期間二十五年未満の経過年金受給者であること、厚生年金が夫婦年金であるのに国民年金は個人年金であること、などの理由により、老齢年金の年金月額額は低額に分布し、全体の四三%が月額二万五、〇〇〇円以上三万円未満となっています。